

(続紙 1)

京都大学	博士 (教育学)	氏名	柴 恭史
論文題目	高等教育システムにおける緩衝組織の構造と機能 —革新的教育フレームワークの開発と普及の観点から—		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、現代において求められる社会に接続した効果的な高等教育プログラムを開発する素地となり、それを効率的かつ適切に普及拡大させることを可能とする制度・政策を明らかにすることを目的としている。高等教育機関と社会との相互作用を緩衝する役割を持つ中間組織 (バッファ・ボディ) に着目し、それを含む改革の普及モデルを提示して、その有効性の分析・検証を行っている。本論文は、9つの章に序章と終章を加えた全11章によって構成されており、普及モデルの理論的考察ならびに事例に則した分析を丁寧に行い、手堅く論を展開している。</p> <p>まず序章では基本的な考え方を提示し、本論文の課題設定を行っている。具体的には、効果的な取組を普及させる手段の不在、ならびに高等教育機関と社会との間の共通理解の不足という現代の高等教育改革の問題点を示した上で、改革を効率的に実現するための制度的・政策的手法および高等教育機関と社会との結びつきの在り方を明らかにすることを課題として設定している。</p> <p>第1章では、日本の高等教育改革・政策の展開について整理し、高等教育システム全体での改革という視点の欠如を指摘している。そして、システム全体において教育改革を効率化・最適化する仕組みについて検討する必要性が示される。</p> <p>第2章では、社会と接続した教育プログラムの検討を行い、産業界等の社会との連携の仕方、大学の教育・研究・社会貢献の各機能のバランス確保が重要であること、そしてその調整は個別機関のレベルでは負担が大きいことを指摘している。</p> <p>第3章では、先行研究における教育改革の普及理論を検討し、その多くは経営学における「イノベーション普及論」が土台となっていること、なかでもアメリカのケザー (A. Kezar) が提示したモデルは、経営学の知見の援用のみならず高等教育独自の条件を含めて検討しており、既存の複数のモデルを統合したものとして一定の信頼が示している。</p> <p>第4章では、ケザー・モデルについて具体的な教育改革事例をもとに検証している。その結果、同モデルは一定の妥当性を有するが、考慮されていない要素 (産業界の存在および産業界からの教育要求を適切な形へと変換する「中間組織」の存在) があり、日本に適用するには一定の修正が必要であると結論付けた。</p> <p>第5章では、高等教育機関と社会との相互作用を緩衝する役割を持つ中間組織を「バッファ・ボディ」と名付け、ケザー・モデルを基礎としつつそうした中間組織の役割を組み込んだ新たな普及モデル (「バッファ・ボディ・モデル」) を提案している。そして、この新しいモデルの重要なポイントとして、①教育プログラムの「正式認定」機能、②産業界を内包する中間組織としてのバッファ・ボディの機能、③産業界からのインセンティブの特殊性を指摘している。</p> <p>第6章では、バッファ・ボディ・モデルについて、アメリカの2つの大学間連携組織を検討し、バッファ・ボディが組織として満たすべき条件として「均質性」(大学間の連携組織であること) と「中間性」(産業界や行政等の組織も参画すること) があること、中間組織がとくに改革の普及拡大に影響を及ぼすことを明らかにしている。</p> <p>第7章では、バッファ・ボディ・モデルの日本への適用可能性の検討を行っている。普及に失敗した国内の事例を考察し、期待されていたア krediyテーションを担う専門職団体が成立しなかったことがその原因であることを示すとともに、専門職団体が</p>			

バッファ・ボディとして機能すれば教育プログラムの普及拡大を支える可能性があることを示している。

第8章では、日本における大学間連携組織の成功事例の分析により、バッファ・ボディの構造的定義として示した「均質性」と「中間性」の2条件に対し、それぞれに「個別性」（個別大学にとってのメリット）と「統合性」（システムとしての一体性）の2つの性質が存在することを示し、そのことが複数大学への拡大に繋がっていると指摘している。

第9章では、連携を行うために考慮すべき組織同士の繋がりについて、理論的検討がなされている。具体的には経営学のネットワーク組織論の概念を用いることで近年の高等教育改革の流れをネットワーク組織の形成の観点から説明できること、より具体的かつ定量的な分析によってバッファ・ボディ型組織の成立状況が評価できることを論じている。

終章では、本論文の課題を確認した上で、バッファ・ボディ・モデルの意義を総括している。第1にバッファ・ボディが各大学の教育プログラムを「正式認定」することにより、個別機関の枠を越えた目的の一貫性が保証され、高等教育システム全体の新たな方向性として社会からの認知を得られると、第2に教育プログラムの普及において、バッファ・ボディが個別大学の経営的な観点を越えて、教育的視点からの連携を促す機能を有していると結論付けて本論文は閉じられている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、効果的な高等教育プログラムが、個別大学の教育改革にとどまることなく、社会との望ましい関係性を有しつつ高等教育システム全体に効率的かつ適切に普及拡大することを可能にする制度および政策を明らかにすることをねらいとするものである。具体的には、大学と社会との間の中間組織（バッファ・ボディ）に着目し、先行研究の丁寧な検討から教育プログラムの新しい普及モデル（バッファ・ボディ・モデル）を提示し、理論的考察ならびに事例分析を丹念に行うことにより、その有効性を検証する手続きが取られた。

本論文は、以下の4点において顕著な独創性があり、高く評価できる。

第1に、個別機関の枠を越えた経営、いわば「高等教育システムの経営」の研究を志向している点である。とりわけ日本においては、個別大学の教育改革に対する関心は強いが、そこで開発された先進的な取組の普及拡大についてはあまり注目されてこなかった。先行研究においてもほとんど取り上げられず、政策的にも対応が不十分であった教育プログラムの普及拡大の重要性を指摘し、高等教育システム全体の向上の方策を論じている点は高く評価できる。

第2に、すぐれた教育プログラムの普及拡大には、大学と社会との中間組織が重要な役割を果たすことを明らかにした点である。日本の高等教育政策の分析から、普及拡大の主要な阻害要因として高等教育機関と社会との相互理解の欠如があることを指摘した上で、アメリカの経営学分野の研究等を参照しながら、新しい取組の普及にはそれが双方に受容される必要があること、そのためには大学間ネットワークに加えて、社会の要求を適切な形に変換して取り入れる利害調整の場が必要であることを論証している。

第3に、このような高等教育機関と社会との相互作用を緩衝する役割を持つ中間組織を「バッファ・ボディ」と名付け、アメリカのケザーが提示したモデルを修正し、独自の新しい普及モデル（バッファ・ボディ・モデル）を提示した点である。バッファ・ボディの存在により、社会が高等教育機関を理解すると同時に、社会の要請を適切な形に調整しながら教育プログラムに組み込むことができ、両者の相互理解が図られ、また教育プログラムが「正式認定」されることによって普及していくプロセスが見出されている点は、高等教育システム全体の質の向上政策に対して大いなる知見をもたらすものである。

第4に、モデルによる事例分析にとどまらず、政策上の問題点に対する実現可能な解決策を提示している点である。近年の教育政策・教育制度等の研究分野においては、既存のモデルに当てはめて事象を説明するにとどまる研究が散見されるが、本論文は政策分析によりその課題を明確化した上で、既存のモデルを修正する形で自ら新しいモデルを構築し、それを実際の事例に当てはめて有効性を多面的に検証している。政策研究と実践研究の統合が図られており、その成果として、バッファ・ボディがとりわけ「正式認定」によって教育プログラムの普及拡大を促進すること、さらに経営的な観点からのみではなく、教育的視点からの連携を促す機能を有していることを明らかにしている。

以上本論文は、独創性に満ちたすぐれた論文であるが、審査の過程で以下のような問題点も指摘された。

第1に、バッファ・ボディが成立し、有効に機能するための要件、それを普及させる政策やプロセスについて、より詳細な分析・検討が必要であることが指摘された。第2に、本論文における事例分析においては、バッファ・ボディ・モデルの一定の有効性が示されているが、事例の選定についての説明が不十分であること、より多くの

事例、とりわけ成功事例の分析により、有効性をさらに検証する必要があることが指摘された。

本論文にはこのような課題が残されているものの、それらは本論文の学問的意義を否定するものではない。口頭試問では上記の指摘に的確に応答し、今後の研究課題としてさらなる研鑽を深める姿勢を示している。また、対象とした研究分野は、今まさに政策上必要とされる分野の1つであり、自らモデルを考案して解決策の提示にまで取り組んだその姿勢は委員全員から高く評価された。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和2年8月3日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める（期間未定）。

要旨公表可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日以降